

議員発議案第3号

電源立地地域対策交付金制度の恒久化を求める意見書

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分は、水力発電ダムに関わる発電用施設周辺地域住民の福祉の向上を図り、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的に創設されたものであり、関係市町村では、道路や水道等の公共施設の整備、診療所や保育園の運営等にこの交付金を活用し、住民生活の利便性向上を図っているところである。

豊富な水資源に恵まれた我が国において、水力発電は環境への負荷が少なく、再生可能なエネルギーとして、これまで電力の安定供給に大きく寄与してきたが、その背景には水力発電施設の建設及び運転に協力してきた関係市町村の多大な貢献があることを十分認識すべきである。

しかしながら、これらの関係市町村は、過疎地域などの条件不利地域にあり、人口減少や高齢化の進行が著しいことに加え、財政状況も厳しく、地域の疲弊が進行している。

このような状況下、交付対象市町村の多くが、まもなく最長交付期間の40年を迎えることとなり、現在の制度では、これらの地域がますます疲弊し、水力発電施設の円滑な運転継続や新規の電源立地に支障を生ずることが危惧される。

よって、国においては、令和2年度末をもって多くの関係市町村で交付期限を迎えるこの交付金について、今後とも円滑な運転を継続することの必要性を考慮の上、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分について、交付対象期間を発電施設の運転終了までとするなど、法律に基づく恒久的な措置とすること。
- 2 交付金の最低保証額の引き上げなど交付条件を改善し、所要の財源を措置すること。
- 3 市町村の財政が厳しい状況の中、新型コロナウイルス感染症対策等のため、事業の中止や延期があった場合でも、交付金を確実な財源として事業を実施するために、事業の振替を認めるなど、より柔軟な運用に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日

宮崎県議会

衆議院議長	島理森殿
参議院議長	大山昭義殿
内閣総理大臣	東菅太郎殿
財務大臣	麻生太良殿
総務大臣	武田良弘殿
経済産業大臣	田山志太志殿
内閣官房長官	梶藤弘勝殿